拓北水再生プラザ清掃業務 仕様書

（令和７・８・９・10年度）

１　清掃対象及び面積等

（１）所在地： 札幌市北区あいの里４条10丁目１番１号　　拓北水再生プラザ

（２）面積等：別紙１のとおり。

（３）ごみ排出量：一般ごみ　５ kg/月程度、　資源化ごみ　40 kg/月程度

２　日常清掃

（１）作業内容

別紙２－１、別紙２－２のとおり。

（２）清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別紙１のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から１月３日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）は除く。なお、２週間に５回の清掃箇所は、隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

②作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。

（３）安全対策

作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

３　定期清掃

（１）作業内容

別紙３のほか、以下に示すとおり。

①床磨き清掃（弾性床材）

・床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。
剥離作業の指定のある場所については、剥離剤を用いること。
剥離作業場所については、作業前に委託者に確認すること。
作業後、水拭きを十分に行う。

・樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、３回以上重ね塗布する。
フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

②窓ガラス清掃

・窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

・窓枠（サッシ）清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを除去し磨きあげる。

・上記清掃に付帯する業務。

（２）清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別紙１のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。

②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

（３）安全対策

①作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、必要に応じて「立入禁止」などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず受託者が立ち会うこと。

清掃対象床面積表

別紙１

施設名:拓北水再生プラザ

区分	施設名	清掃箇所	対象面積	日常清掃				定期清掃							窓ガラス清掃（1回/年）	
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス（三層塗り）		帯電防止ワックス（三層塗り）		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分
			㎡	1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/4年	ガラス片面積	枠片面積
玄関ホール	1F	玄関及びホール	25.4		25.4					23.9				23.9	29.7	23.8
事務室・会議室	1F	事務室	166.7		166.7					157.7				157.7	34.7	27.8
	〃	会議室	53.1			53.1				52.0					1.8	1.4
	〃	応接室	33.9		33.9					32.8					4.0	3.2
	〃	市職員控室	32.0			32.0				28.6					4.8	3.8
	〃	水質試験室	156.8			156.8				121.3					28.5	22.8
	〃	細菌検査室	4.5			4.5				4.1						
	〃	薬品庫	6.4							6.1						
	〃	用品庫	0.0													
	〃	洗濯室	14.6			14.6									0.9	0.7
	2F	仮眠室	16.2		16.2										2.7	2.2
	〃	休憩室	26.0		26.0					7.3					5.4	4.3
	〃	電気部品庫	8.5		8.5											
フリーアクセスフロア	2F	操作室及び継電器盤室	125.7									125.7			64.5	51.6
	2F	コントロールセンタールーム	182.1									182.1			21.6	17.3
	〃	受変電盤室	0.0												4.3	3.4
廊下・エレベーターホール	1F	廊下	121.9		121.9					115.6						
	2F	廊下	118.3		118.3					111.1				111.1	5.2	4.2
便所・洗面所	B1F	トイレ	5.7			5.7										
	1F	トイレ	31.5	31.5												
	2F	トイレ	17.5	17.5												
湯沸室	1F	給湯室	4.8	4.8												
	2F	給湯室	4.7	4.7												
階段	－	共通使用階段	15.4		15.4					13.8				13.8	1.0	0.8
	－	共通使用階段	45.0		45.0					13.8					1.0	0.8
更衣室	1F	更衣室	48.6		48.6										8.4	6.7
浴室・シャワールーム・脱衣室	1F	浴室及び脱衣室	53.6	53.6											3.0	2.4
その他		搬入室等	0.0	0.0											2.2	1.8
合計			1318.9	112.1	625.9	266.7	0.0	0.0	0.0	688.1	0.0	307.8	0.0	306.5	223.7	179.0

日常清掃作業内容（拓北水再生プラザ・日単位）

別紙２-１

区　分	項　目	作　業　内　容	対象規模		作業回数（回/日）
玄関ホール（玄関及びホール）	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	25.4	㎡	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	25.4	㎡	0.5
事務室・会議室（事務室、応接室、仮眠室、休憩室、電気部品庫）	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	251.3	㎡	0.5
〃	床以外	ごみ収集	251.3	㎡	0.5
廊下・エレベーターホール（1F廊下、2F廊下）	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	240.2	㎡	0.5
〃	床以外	ごみ収集	240.2	㎡	0.5
便所・洗面所（1F、2F）	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	49.0	㎡	1
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	49.0	㎡	1
湯沸室（1F給湯室、2F給湯室）	弾性床	除塵及び全面水拭き	9.5	㎡	1
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	9.5	㎡	1
階段（共通使用階段、共通使用階段）	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	60.4	㎡	0.5
〃	床以外	手すり拭き	60.4	㎡	0.5
更衣室（更衣室）	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	48.6	㎡	0.5
〃	床以外	ごみ収集	48.6	㎡	0.5
浴室（浴室及び脱衣室）	弾性床、硬質床又は木製床	洗浄又は除塵及び拭き	53.6	㎡	1
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット洗浄、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集			
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	112.1	㎡	1
〃	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	565.5	㎡	0.5

※別紙2-1中、「作業回数（回/日）」欄に「0.5」とある作業は２日に１回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（拓北水再生プラザ・週単位）

別紙２-２

区　分	項　目	作　業　内　容	対象規模		作業回数（回/週）
事務室・会議室（会議室、市職員控室、水質試験室、細菌検査室、洗濯室）	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	261.0	㎡	1
〃	床以外	ごみ収集	261.0	㎡	1
便所（B1F）	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	5.7	㎡	1
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	5.7	㎡	1
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	266.7	㎡	1

※「作業回数（回/週）」欄に「0.5」とある作業は２週に１回の周期で行うものとする。

定期清掃作業内容（拓北水再生プラザ）

別紙３

区　分	項　目	作　業　内　容	対象規模		作業回数（4年間）
玄関ホール（玄関及びホール）	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	23.9	㎡	8
〃	〃	剥離洗浄	23.9	㎡	1
事務室・会議室（事務室、会議室、応接室、市職員控室、水質試験室、細菌検査室、薬品庫、休憩室）	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	409.9	㎡	8
事務室・会議室（事務室）	〃	剥離洗浄	157.7	㎡	1
フリーアクセスフロア（操作室及び継電器盤室、コントロールセンタールーム）	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	307.8	㎡	8
廊下・エレベーターホール（1F廊下、2F廊下）	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	226.7	㎡	8
廊下・エレベーターホール（2F廊下）	〃	剥離洗浄	111.1	㎡	1
階段（共通使用階段、共通使用階段）	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	27.6	㎡	8
階段（共通使用階段）	〃	剥離洗浄	13.8	㎡	1
窓ガラス（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面）	223.7	㎡	4
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	179.0	㎡	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領　令和５年版」第２編第４章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年２回清掃を実施するものは７月及び１月、年１回実施するものは９月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は７月を目安に実施する。

拓 北 水 再 生 プ ラ ザ 清 掃 図 面

１．通 常 清 掃

(1) 週５回清掃　　赤色箇所

(2) ２週５回清掃　青色箇所

(3) 週１回清掃　　黄色箇所

２．床 磨 き 清 掃

(1)　年　２　回　床磨き・ワックス塗布　斜線部分

　　年　２　回　床磨き・帯電防止ワックス塗布

（赤枠斜線部分）

(2)　４年に１回　ワックス剥離作業　橙線囲い部分

（令和8年度）

３．窓 ガ ラ ス 清 掃

(1) ガラス清掃　　赤色箇所

（窓枠清掃）

通常清掃，床磨き図面

拓北水再生プラザ　管理棟１Ｆ

縮尺；１：３００

通常清掃，床磨き図面

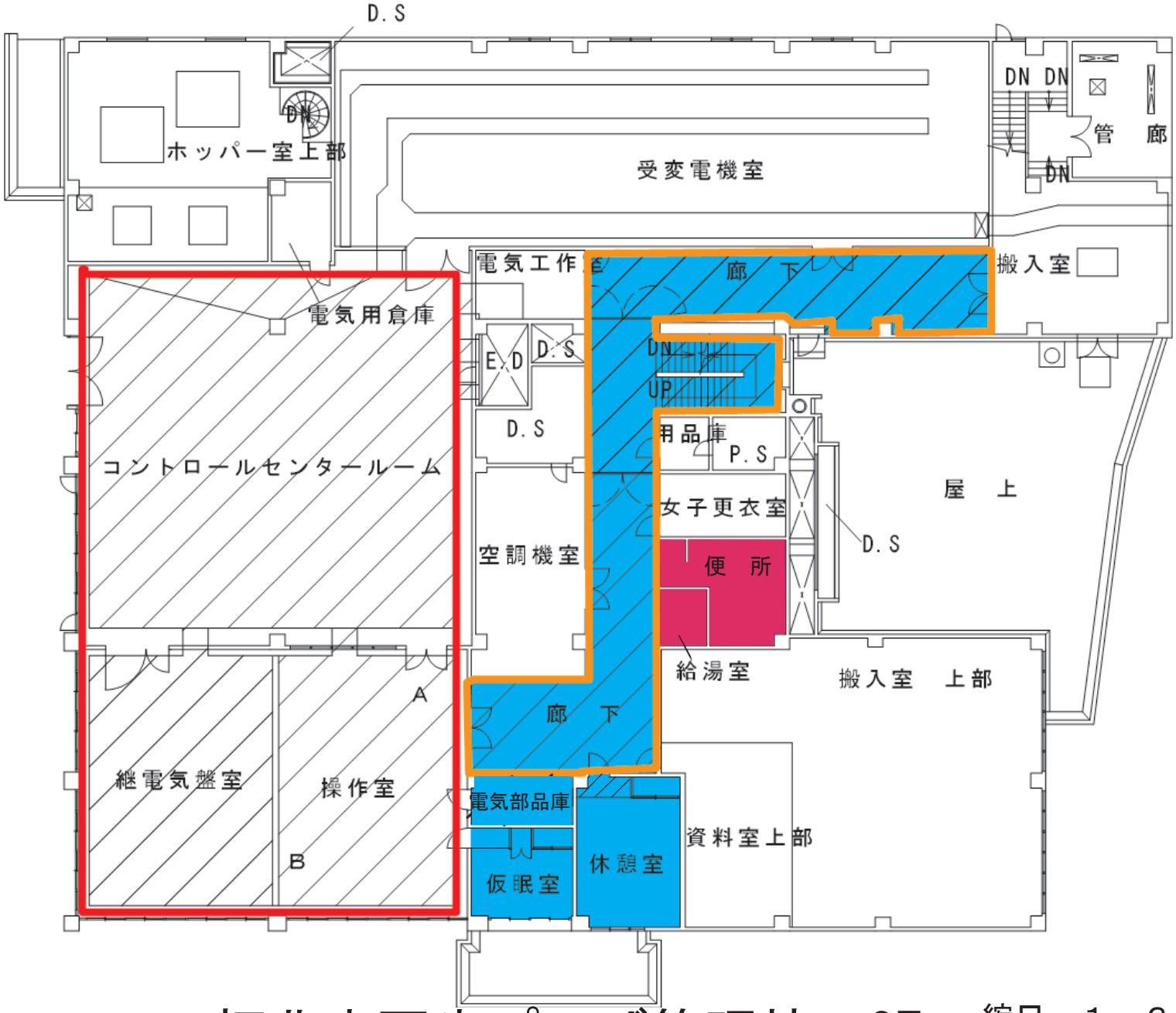

拓北水再生プラザ管理棟　2F

縮尺；１：３００

通常清掃，床磨き図面

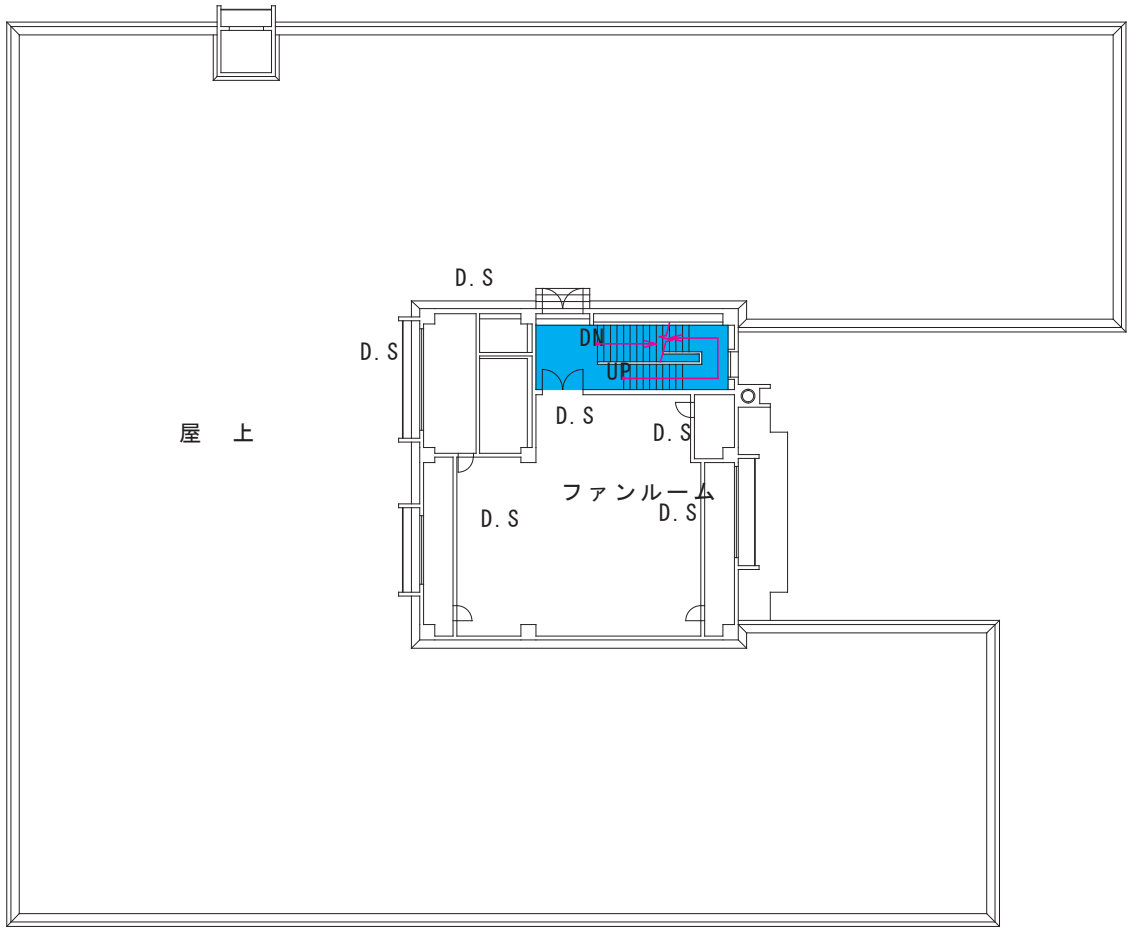

拓北水再生プラザ管理棟　３Ｆ

縮尺；１：３００

通常清掃，床磨き図面

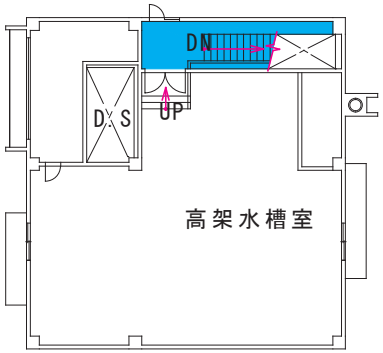

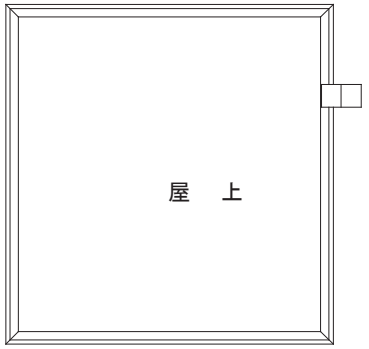

拓北水再生プラザ　管理棟４Ｆ

縮尺；１：３００

通常清掃，床磨き図面

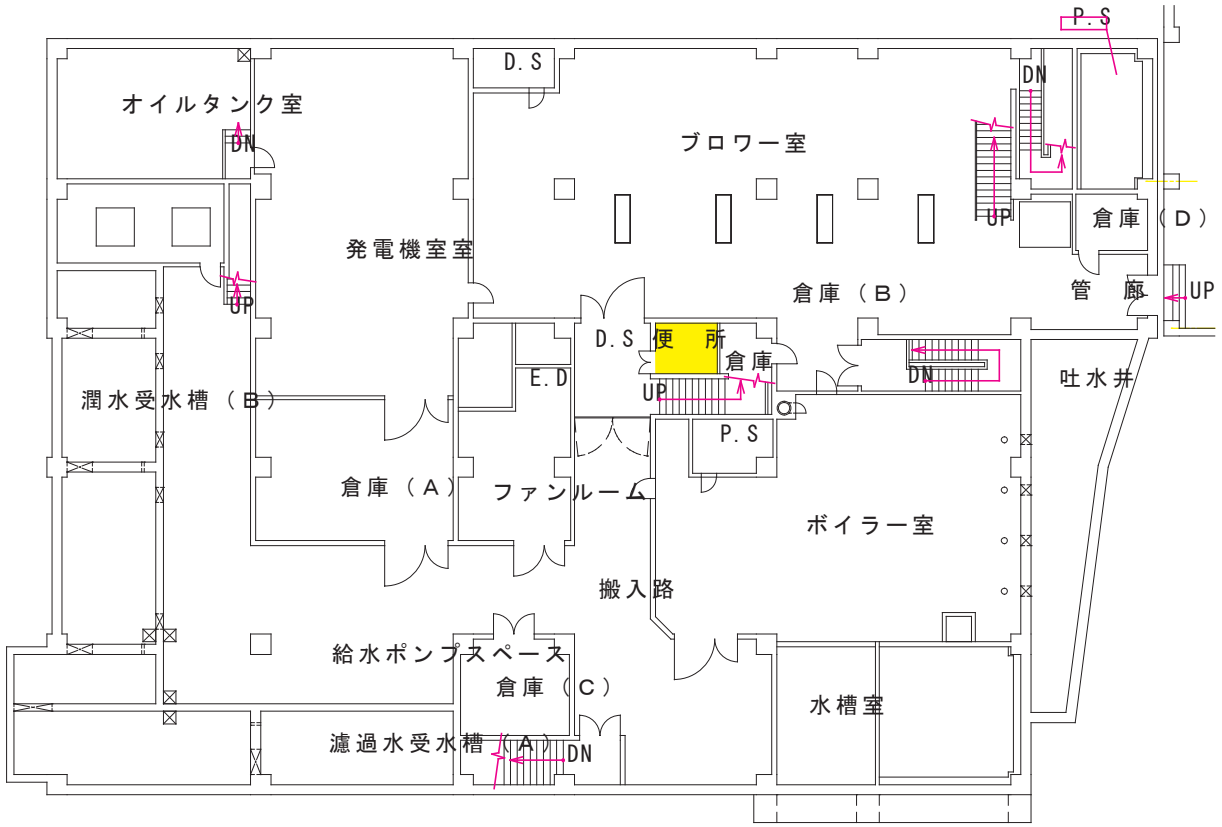

拓北水再生プラザ　管理棟B1F　縮小；１：３００

窓ガラス清掃

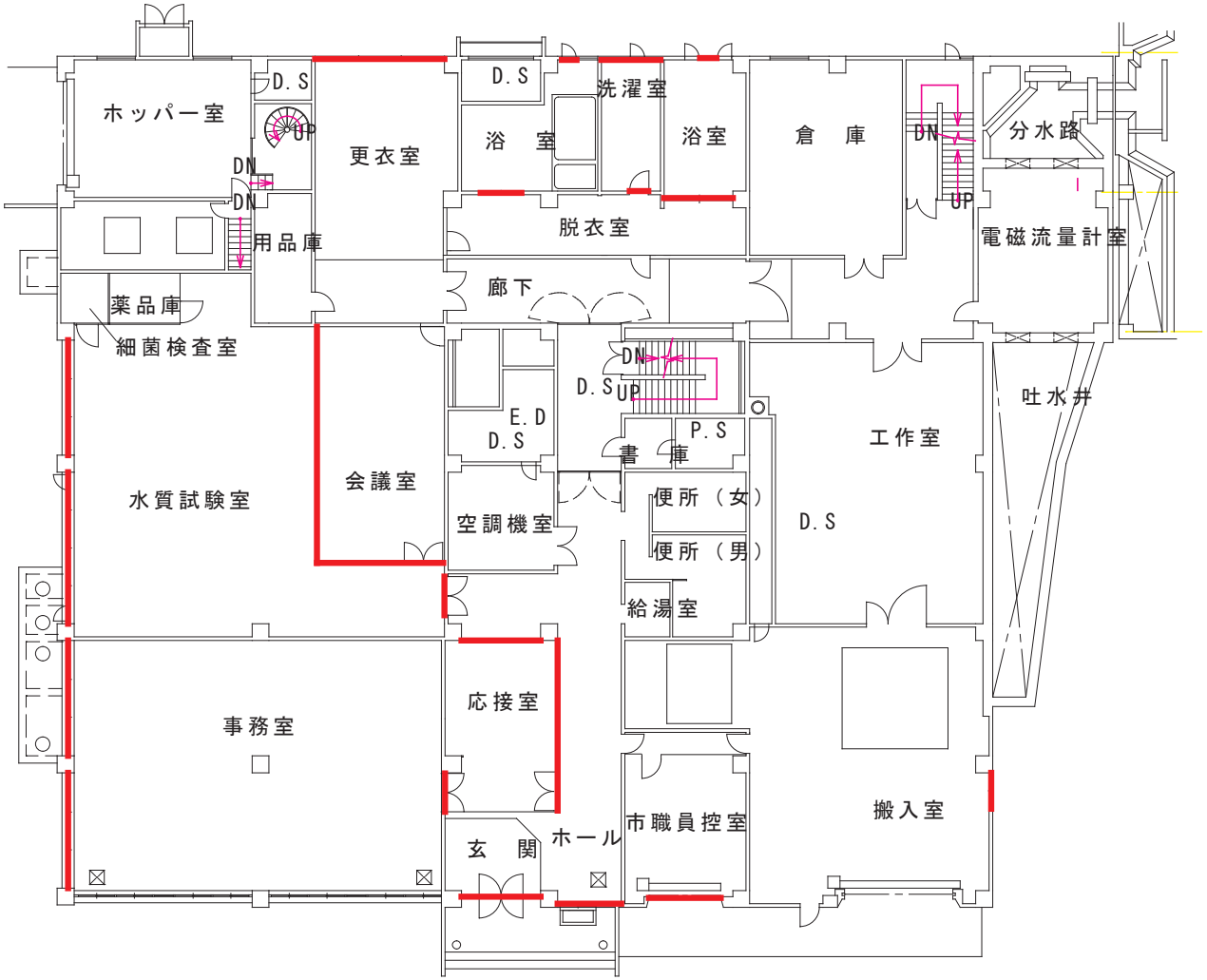

拓北水再生プラザ　管理棟１Ｆ

縮尺；１：３００

窓ガラス清掃

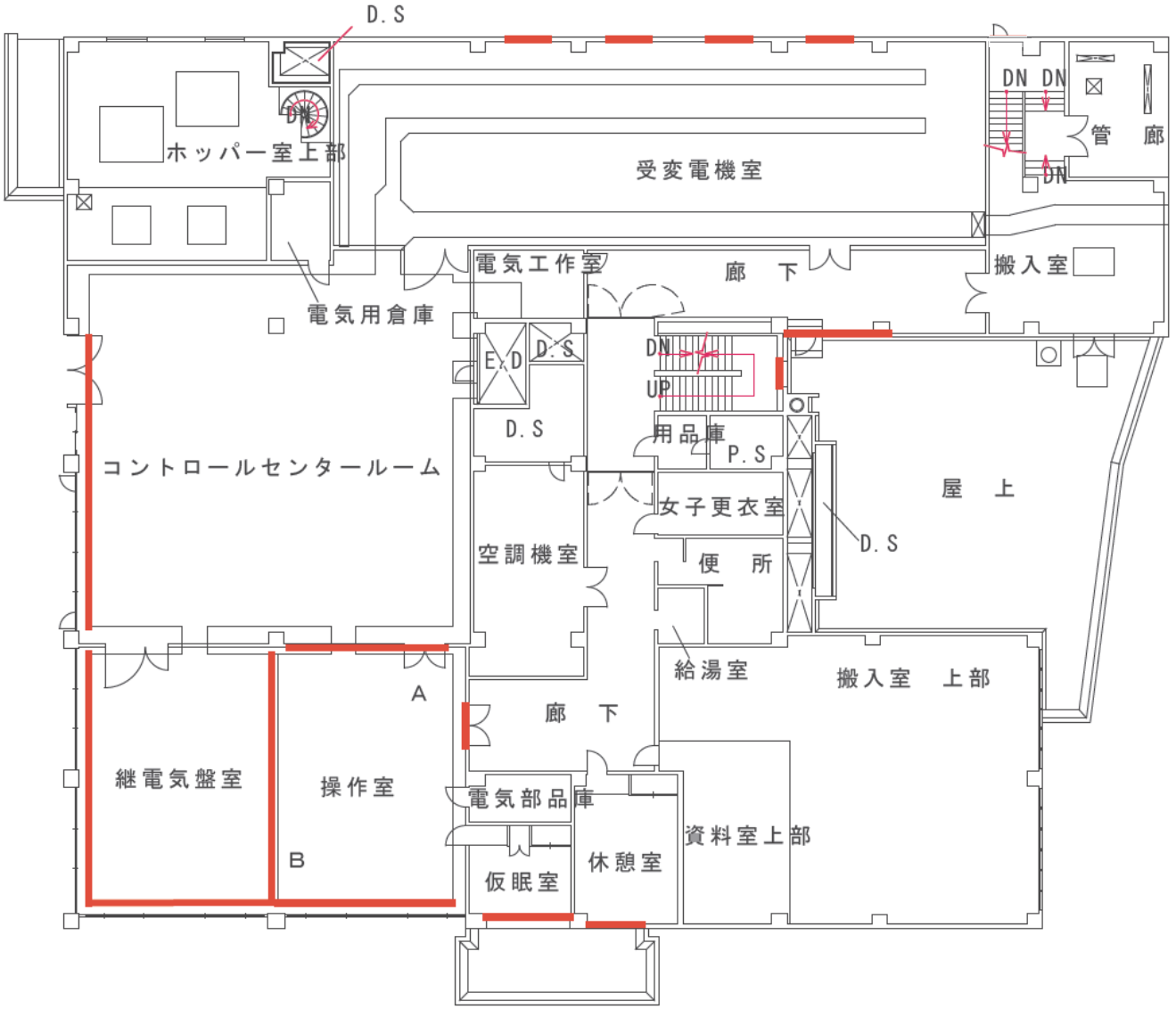

拓北水再生プラザ 管理棟　２Ｆ

縮尺；１：３００

窓ガラス清掃

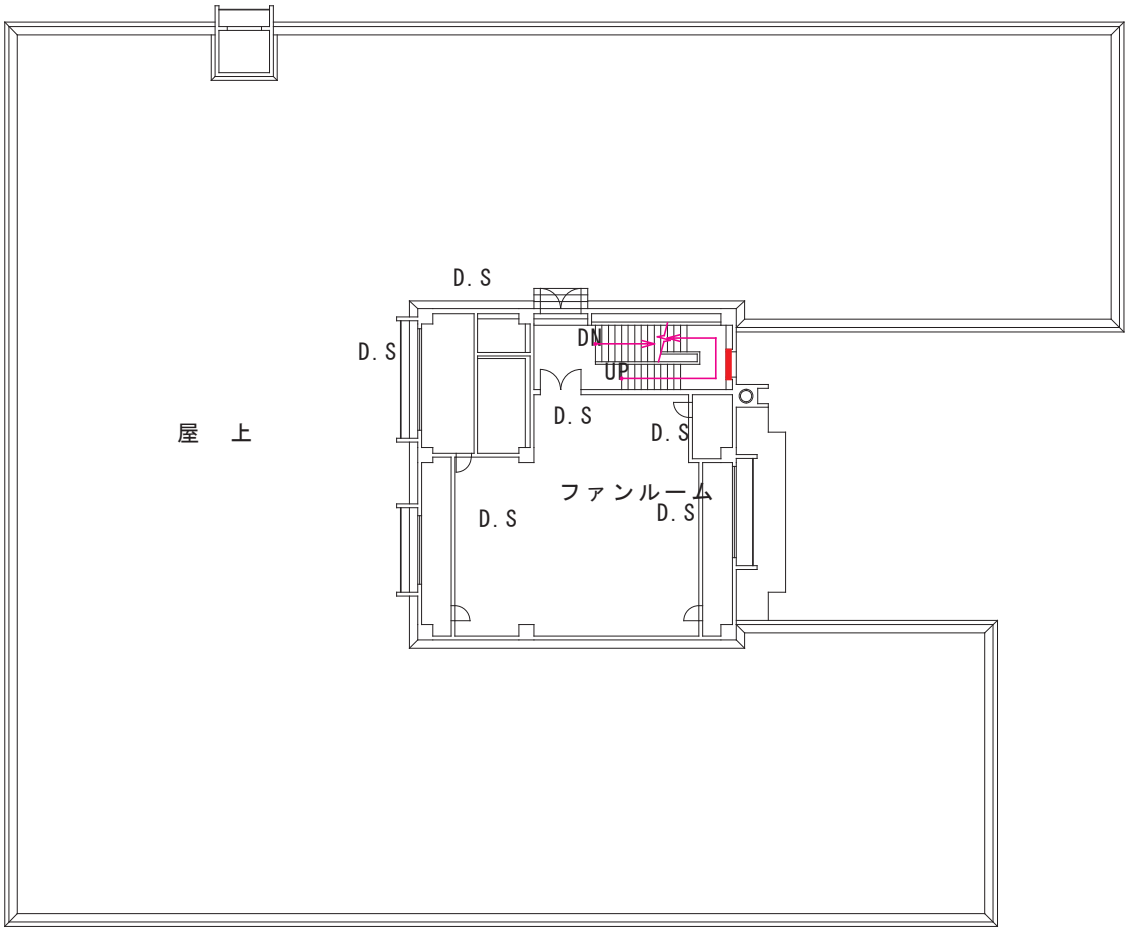

拓北水再生プラザ 管理棟　３Ｆ

縮尺；１：３００

拓北水再生プラザ庭園管理業務仕様書

（令和7・8・9・10年度共通）

1　業務場所

拓北水再生プラザ

札幌市北区あいの里４条10丁目１番１号

2　業務内容（別添図面参照のこと）

(1) 芝刈り業務（４回/年）

芝刈り面積　　22,700 ㎡/回

芝（草）刈、刈くずの後かたづけ及び処分。仕上げ高は、２～３㎝内外とする。

点検通路の刈幅は２m、放流水路の刈幅は右岸、左岸各７mとする。

(2) 樹木整枝業務（１回/年）

業務量は以下のとおりであり、切り落とした枝等の処分も行うこと。

業務の詳細については、事前に委託者の指示を受けること。

(幹周　31- 60㎝)	55本
(幹周　61- 90㎝)	14本
(幹周　91-105㎝)	3本
(樹高　8.0- 12.0m)	101本
(樹高　12.0- 18.5m)	44本
(樹高　18.5- 23.0m)	4本

(3) 敷地清掃業務（２回/年）

場内の落葉拾い等、清掃を行う。

清掃面積　16,800 ㎡/回

3　集草・整枝の処分

集草は札幌市清掃工場に運搬し焼却処分し、樹木整枝で発生した枝等は一般財団法人札幌市環境事業公社（篠路資源化センター）に運搬し処分すること。ただし、運転休止中等で搬入できない場合この限りでない。処分量は計算書兼領収書を業務日誌等に添付（写し可）して報告すること。

拓北水再生プラザ庭園管理業務

芝刈り対象図（▨が業務対象範囲）

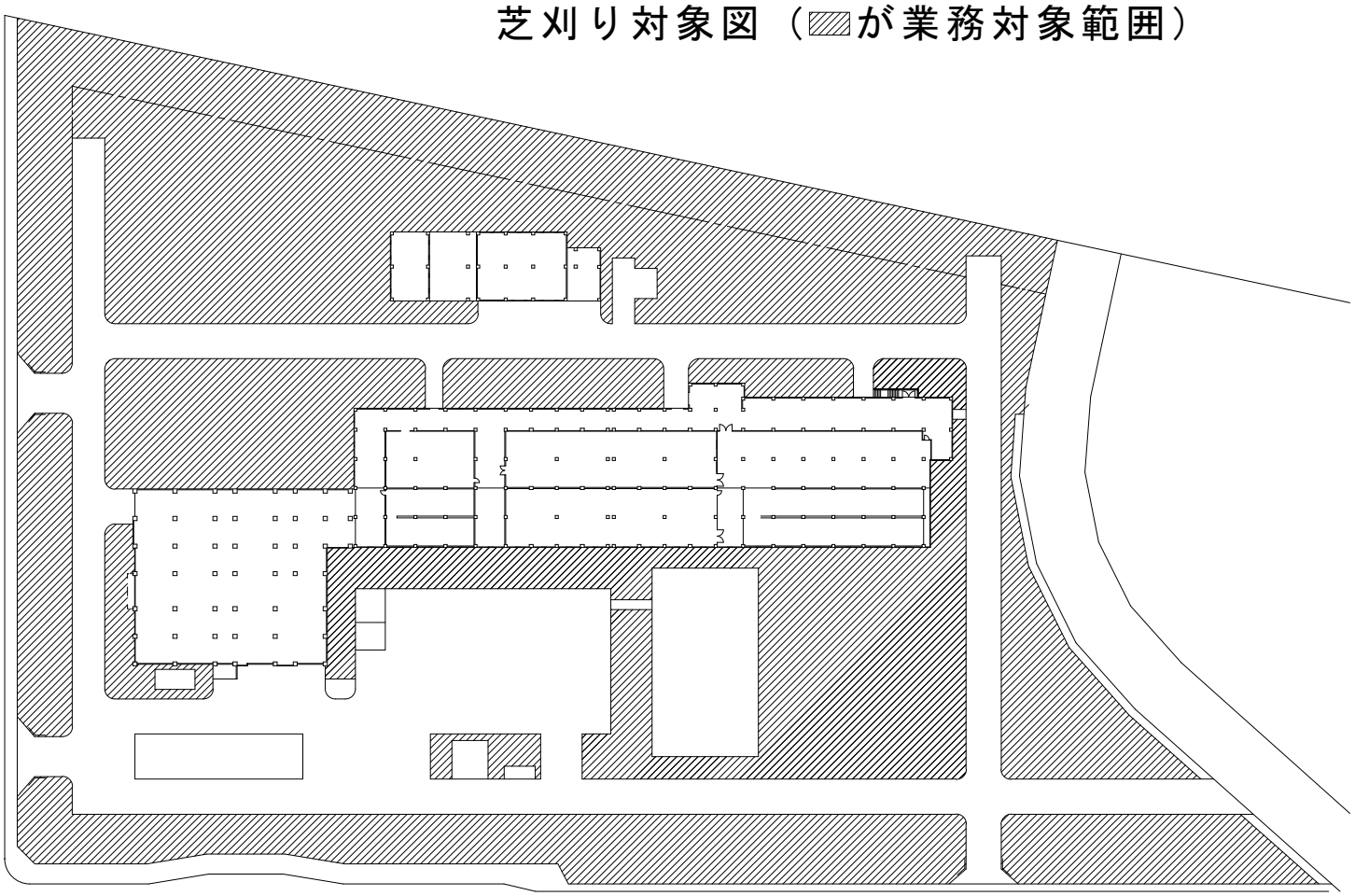

放流水路周辺図

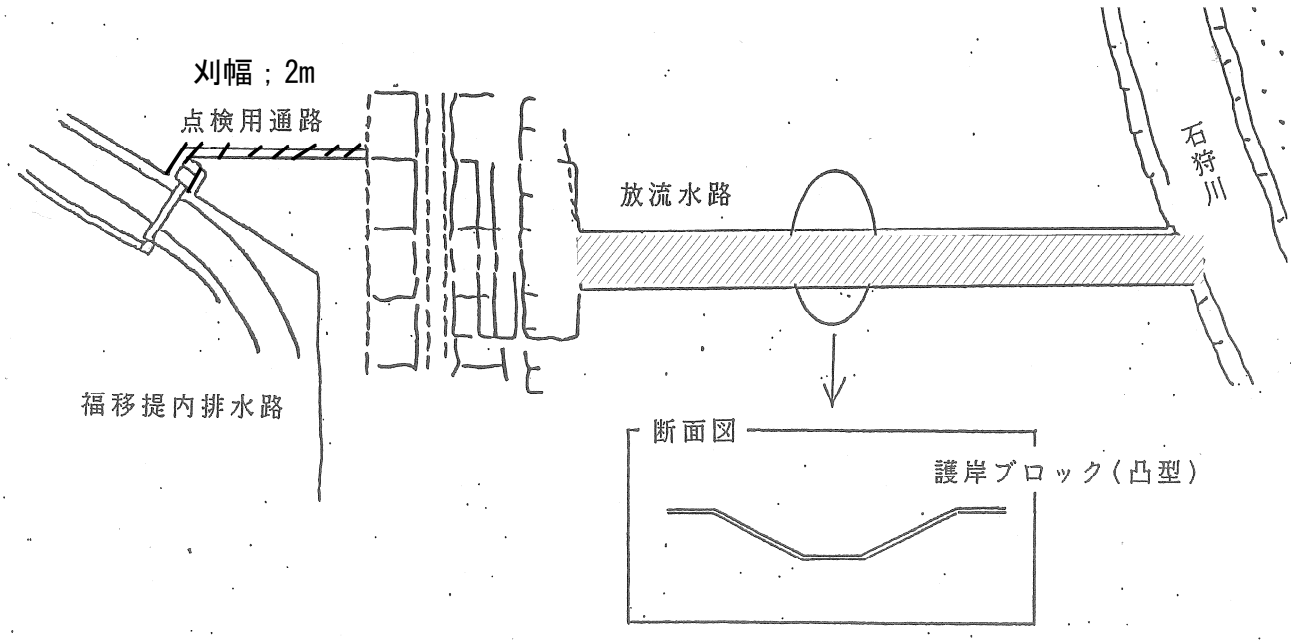

刈幅；両岸（のり面含む）各7m、
中州も含む

拓北水再生プラザ庭園管理業務

樹木整枝対象図

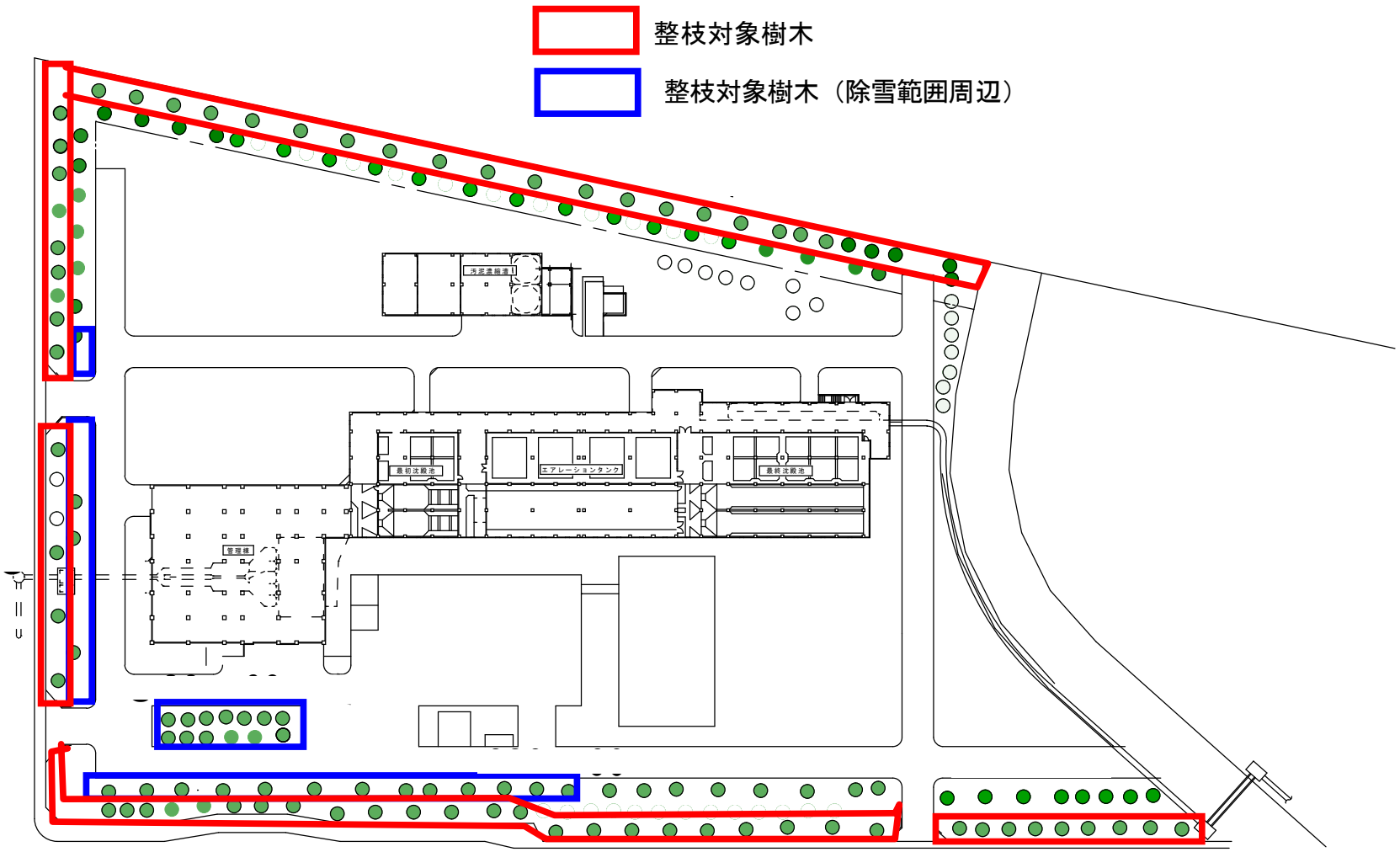

拓北水再生プラザ庭園管理業務

敷地清掃対象図（▨が業務対象範囲）

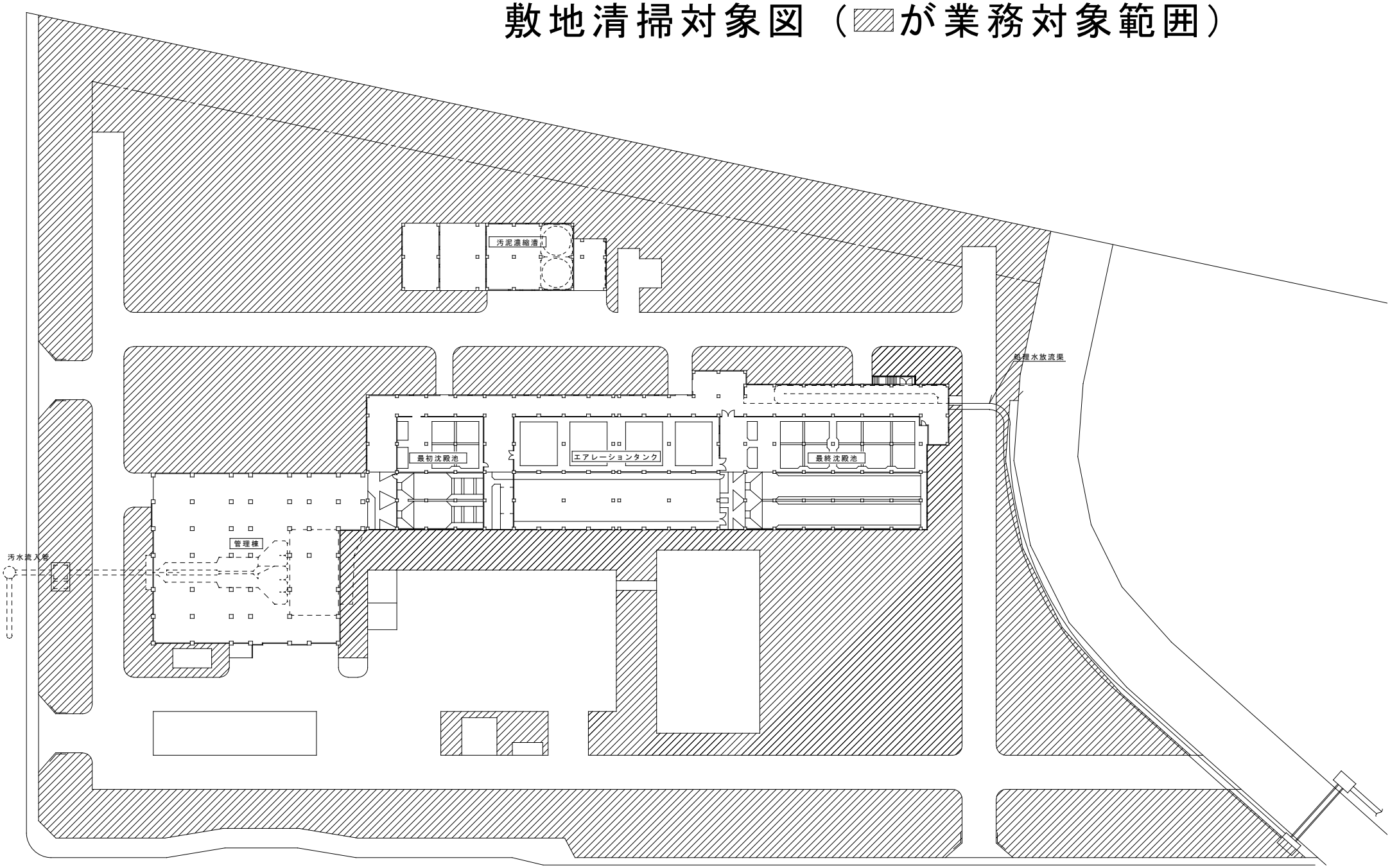

拓北水再生プラザ構内除雪業務　仕様書

令和７・８・９・10年度

１　業務場所

(1) 拓北水再生プラザ
札幌市北区あいの里４条１０丁目１番１号

(2) 除雪対象部分
別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

２　業務内容

原則として当構内の積雪深が10cmを超えた場合に行うこと。
進入道路及び駐車場は午前８時までに終了すること。

３　使用機種

除雪には次の機種以上のものを使用すること。ただし、特段業務に支障を及ぼすことの無い場合は、その他の機種を使用することもできる。
除雪：タイヤショベル2.1m3可変プラウ

４　注意事項

除雪作業に当たっては、施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に十分注意すること。
また、除雪作業中は、構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に十分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。

拓北水再生プラザ除雪対象部分図

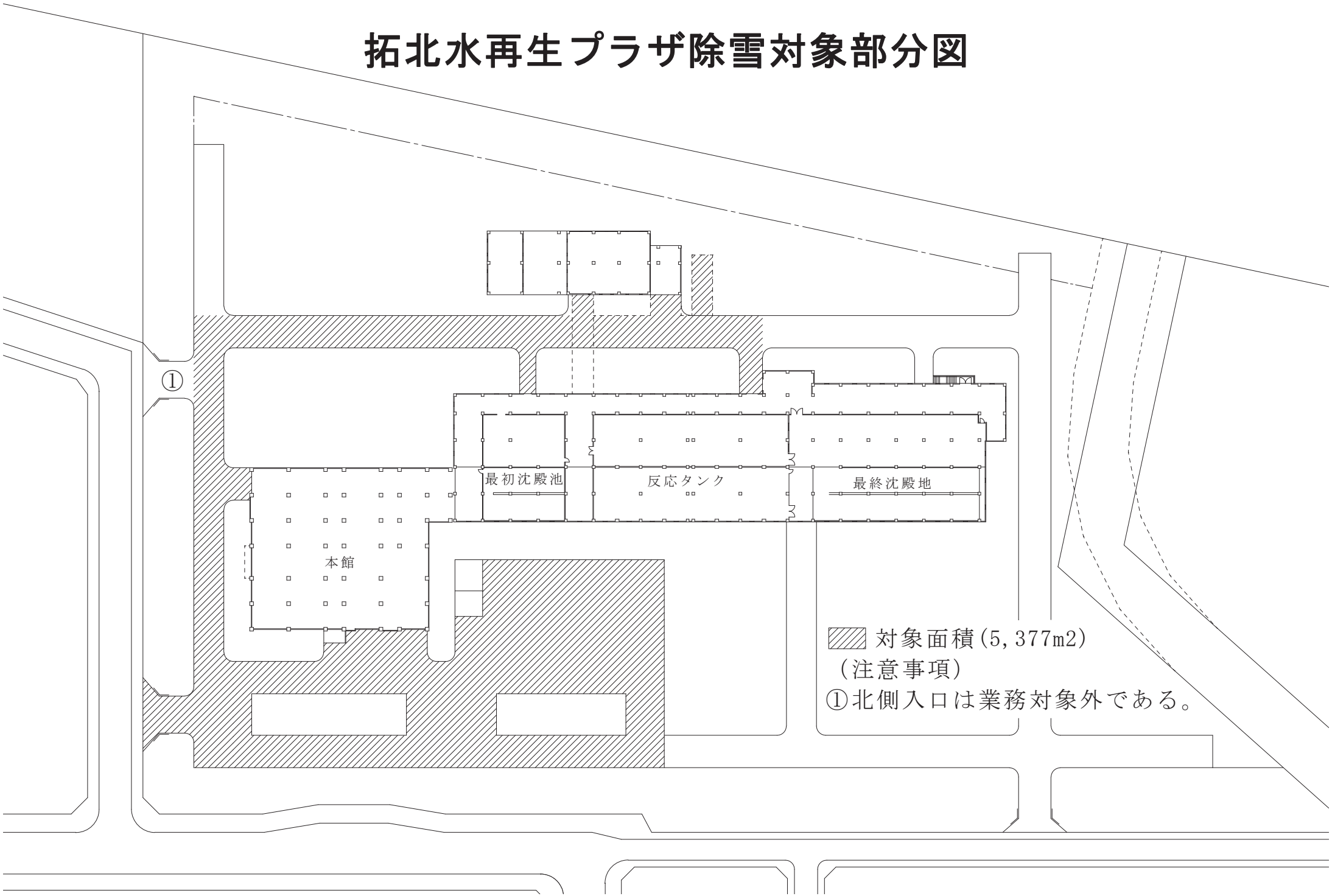

拓北水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

（令和7・8・9・10年度共通）

１　業務場所

拓北水再生プラザ　札幌市北区あいの里４条10丁目１番１号

２　貯水槽内訳

受水槽　　有効容量 2.25㎥

３　作業従事者の健康管理

作業従事者は常に健康状態に留意するとともに、水道法第21条および水道法施行規則第16条により、定期的な健康診断（6か月ごとの検便）を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

４　業務内容

以下の手順で専門業者による清掃を行うこと。

(1) 槽周辺の清掃をすること。
(2) 槽上部の清掃をすること。
(3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
(4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
(5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
(6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
(7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
(8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて２回行なうこと。
(9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
(10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど､水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
(11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
(12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の５項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

・遊離残留塩素：0.2ppm以上
・色度：5度以下
・濁度：2度以下
・味：異常でないこと
・臭気：異常でないこと

(13) 各槽内部について､清掃作業前､清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

5　注意事項

(1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものとすること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。

(2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行うこと。

(3) 作業時は、必ず排気ファン及び照明を使用し、事故防止を図ること。

(4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会　水道用次亜塩素酸ナトリウム規格に適合するものを使用すること。

拓北水再生プラザ飲料用貯水槽水道水水質検査業務　仕様書

（令和７・８・９・10 年度共通）

１　業務概要

飲料水を供給する給水設備についての管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成７年３月 31 日札幌市衛生局長決裁）」に基づき、水道水を供給する給水設備のある施設において専門業者による検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

２　採水場所（検体数）

北区あいの里４条 10 丁目１番１号　　拓北水再生プラザ（１検体）

３　業務内容

上記２の末端給水栓から採取した水の検査を行い、検査結果の報告書を提出する。

(1)　検査時期

日程については委託者と調整すること。

(2)　検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第２６１号）によって、次の項目を検査する。

・化学検査：亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度

・細菌検査：一般細菌、大腸菌

（委託業務仕様書６－１）

拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務仕様書

（令和７・９・10年度共通）

１　業務目的

消防法第 17 条の 3 の 3 による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。

２　業務場所

拓北水再生プラザ　札幌市北区あいの里４条10丁目１番１号

３　関係法令の遵守

消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。

４　点検基準等

（１）共通仕様書

建築保全業務共通仕様書(令和5年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)

（２）消防用設備等

①　消防法第17条の3の3による点検及び報告

②　「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(令和3年5月24日改正　昭和50年10月16日付　消防庁告示第14号)

③　「消防施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(令和2年12月25日改正　平成16年5月31日付　消防庁告示第９号)

④　「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付　消防予第557号)

⑤　消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について（平成22年12月22日　公布）

⑥　消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第19号及び20号）

⑦　粉末消火設備の放出試験については、窒素ガスを使用して実施すること。

（３）建築基準法関係防災設備

建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

５　業務量

別紙１「消防用設備等点検業務　数量表」による。

6　点検実施月

（１）令和７年度	１回目（機器点検・総合点検）	令和７年７月～８月
	２回目（機器点検）	令和８年１月～２月
（２）令和９年度	１回目（機器点検・総合点検）	令和９年７月～８月
	２回目（機器点検）	令和10年１月～２月
（３）令和10年度	１回目（機器点検・総合点検）	令和10年７月～８月
	２回目（機器点検）	令和11年１月～２月

7　留意事項

（１）点検の日程は委託者と打ち合わせの上、作業計画書及び工程表を提出し、承諾を得ること。

（２）点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。

（３）設備点検のため天井クレーン上又は天井クレーンに近接する場所で作業を行う場合は、クレーン等安全規則に規定された安全対策を講じた上で、点検作業を行うことができる。

　なお、点検に際して天井クレーンに損害を与えた場合は、受託者の責で修理等を行うこと。

（４）点検により不良箇所等が発見された場合は、速やかに委託者へ報告すること。

（５）消防関係機関等への報告については本業務に含む。

別紙１

消防用設備等点検業務　数量表（１／５）

設　備　名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
消火器具	泡消火器	10型	１本１回当り	0
		100型	１本１回当り	0
	粉末消火器	加圧式	１本１回当り	0
		車載式	１本１回当り	5
		蓄圧式	１本１回当り	49
	強化液消火器	蓄圧式	１本１回当り	0
	二酸化炭素消火器	5型	１本１回当り	0
		7･10型	１本１回当り	0
		50型以上	１本１回当り	0
	ハロゲン化学消火器（小型）		１本１回当り	0
屋内消火栓設備	加圧送水装置		１組１回当り	1
	制御盤		１面１回当り	1
	消火栓		１組１回当り	6
	起動用スイッチ		１個１回当り	7
	表示灯		１灯１回当り	7
	音響装置		１組１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		１組１回当り	0
	呼水装置		１組１回当り	0
	ホースの耐圧性能		１組１回当り	0
	放水試験		１式１回当り	1
不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素､窒素ｶﾞｽ、IG541、IG55）		１基１回当り	0
	容器弁開放装置	電磁式	１個１回当り	0
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用ガス容器		１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	0
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	電源装置		１組１回当り	0
	圧力スイッチ		１個１回当り	0
	逆止弁		１個１回当り	0
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾚﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	0
	放出表示灯箱		１個１回当り	0
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	0
	ホースリール		１個１回当り	0
	作動試験		１式１回当り	0
	放出試験（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0
	容器搬入（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（２／５）

設　備　名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器（ハロン1301､HFC227ea、HFC23）		１基１回当り	0
	容器弁 開放装置	電磁式	１個１回当り	0
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用ガス容器		１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	0
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	電源装置		１組１回当り	0
	圧力スイッチ		１個１回当り	0
	逆止弁		１個１回当り	0
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾚﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	0
	放出表示灯箱		１個１回当り	0
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	0
	ホースリール		１個１回当り	0
	作動試験		１式１回当り	0
	放出試験（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0
粉末消火設備	粉末タンク（操作部を含む）		１基１回当り	1
	加圧用窒素容器		１基１回当り	1
	起動用ガス容器		１個１回当り	1
	容器弁開放装置	電磁式	１個１回当り	1
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	1
	薬剤点検		１式１回当り	1
	ホースリール		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	3
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	1
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	1
	表示盤		１面１回当り	1
	電源装置		１組１回当り	1
	圧力スイッチ		１個１回当り	1
	逆止弁		１個１回当り	1
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾚﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	7
	放出表示灯箱		１個１回当り	2
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	8
	作動試験		１式１回当り	1
	放出試験(窒素ガス、空気)		１式１回当り	1

消防用設備等点検業務　数量表（３／５）

設備名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
自動火災報知設備	受信機Ｐ型１級	19回線以下	１面１回当り	1
		10回線以内増す毎に	１面１回当り	1
	受信機Ｐ型２級		１面１回当り	0
	受信機Ｐ型３級		１面１回当り	0
	副受信機	19回線以下	１面１回当り	0
		10回線以内増す毎に	１面１回当り	0
	差動式分布型熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器	50個まで	１個１回当り	19
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	定温式スポット型熱感知器	50個まで	１個１回当り	50
		51から100個まで	１個１回当り	39
		101個以上	１個１回当り	0
	定温ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器（防爆型）		1個1回当り	0
	煙感知器	50個まで	１個１回当り	50
		51から100個まで	１個１回当り	40
		101から150個まで	１個１回当り	0
		151個以上	１個１回当り	0
	多信号式煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	熱（定温）煙複合式感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	赤外線・紫外線炎感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	光電式分離型感知器（受光部と送光部）		1セット1回当り	0
	アナログ式熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	アナログ式煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	自動試験機能付熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	自動試験機能付煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	Ｒ型受信機		１面１回当り	0
	中継器		１個１回当り	0
	Ｐ型１級発信機		１個１回当り	7
	Ｐ型２級発信機		１個１回当り	0
	表示灯		１灯１回当り	0
	音響装置（地区）		１個１回当り	10
	消火栓起動装置		１個１回当り	0
	常用電源		１組１回当り	1
	予備電源（受信機のみ）		１組１回当り	1
	非常電源	自家発電設備の場合	１組１回当り	1
		蓄電池設備の場合	１組１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（４／５）

設備名			単位	拓北水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
誘導標識	誘導灯	50灯まで	１灯１回当り	44
	誘導灯	51灯から100灯まで	１灯１回当り	0
	誘導灯	101灯以上	１灯１回当り	0
	誘導標識		１枚１回当り	5
排煙設備	制御盤	10回線以下	１面１回当り	1
		11回線以上1回線増す毎に追加	１回線１回当り	0
	ダンパー ＦＤ以外	50個まで	１個１回当り	0
		51個から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	ダンパー ＦＤ		１個１回当り	8
	排煙口	50個まで	１個１回当り	0
		51個から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	防火戸 ドア式（片開き扉・常開）	50枚まで	１枚１回当り	10
		51～100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 ドア式（両開き扉・常開）	50枚まで	１枚１回当り	0
		51～100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 ドア式温度ヒューズ型	50枚目まで	１枚１回当り	0
		51～100枚目まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 引戸式ウエイト閉鎖型	煙連動の場合	１枚１回当り	0
		煙連動なしの場合	１枚１回当り	0
	防火戸 引戸式折たたみ型	煙連動の場合	１枚１回当り	0
		煙連動なしの場合	１枚１回当り	0
	電動式シャッター	50枚まで	１枚１回当り	0
		51枚から100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	手動式シャッター	50枚まで	１枚１回当り	0
		51枚から100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	可動防煙壁	50連目まで	１連１回当り	0
		51連から100連まで	１連１回当り	0
		101連以上	１連１回当り	0
	垂直降下式防煙壁		１枚１回当り	0
	ハッチ	50台まで	１台１回当り	0
		51台から100台まで	１台１回当り	0
		101台以上	１台１回当り	0
	自然排煙口（排煙窓）	50組まで	１組１回当り	0
		51組から100組まで	１組１回当り	0
		101組以上	１組１回当り	0
	機械排煙設備	モーターエンジン駆動の場合	１台１回当り	0
		エンジン駆動の場合	１台１回当り	0
		モーター駆動の場合	１台１回当り	0
		起動盤	１面１回当り	0
	各種動作確認等		１式１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（５／５）

設　　備　　名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
排煙（建基法）	差動式分布型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	定温式スポット型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	3
	定温ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器（防爆型）		1個1回当り	0
	煙感知機(50個以下)		１個１回当り	13
	多信号式煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	アナログ式煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	自動試験機能付熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	自動試験機能付煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
消防用水	採水口		1箇所1回当り	0
	吸管投入口		1箇所1回当り	0
	標識		1枚1回当り	0
	開閉弁		1個1回当り	0
連結送水管	加圧送水装置		１組１回当り	0
	制御盤		１面１回当り	0
	起動用スイッチ		１個１回当り	0
	表示灯		１灯１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	放水用器具格納箱		１式１回当り	0
	送水口		１組１回当り	1
	放水口		１組１回当り	4
	ホースの耐圧性能		１組１回当り	0
	配管の耐圧機能		１組１回当り	0
	非常電源による作動確認等		１式１回当り	0
非常コンセント設備		単相　100Ｖ	１個１回当り	4
		三相　200Ｖ	１個１回当り	4
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		１式１回当り	1
非常電源専用受電設備	低圧受電設備		１式１回当り	1
	高圧受電設備	300kVA以下	１式１回当り	0
		300kVA超1,000kVA以下	１式１回当り	0
	保護継電盤	過電流	１組１回当り	0
		地絡	１組１回当り	0

（委託業務仕様書６－２）

拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務仕様書

（令和８年度）

１　業務目的

消防法第 17 条の 3 の 3 による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。

２　業務場所

拓北水再生プラザ　札幌市北区あいの里４条10丁目１番１号

３　関係法令の遵守

消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。

４　点検基準等

（１）共通仕様書

建築保全業務共通仕様書(令和5年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)

（２）消防用設備等

①　消防法第17条の3の3による点検及び報告

②　「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(令和3年5月24日改正　昭和50年10月16日付　消防庁告示第14号)

③　「消防施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(令和2年12月25日改正　平成16年5月31日付　消防庁告示第９号)

④　「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付　消防予第557号)

⑤　消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について（平成22年12月22日　公布）

⑥　消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第19号及び20号）

⑦　粉末消火設備の放出試験については、窒素ガスを使用して実施すること。

（３）建築基準法関係防災設備

建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

５　業務量

別紙２「消防用設備等点検業務　数量表」による。

6　点検実施月

令和８年度　１回目（機器点検・総合点検）　令和８年７月～８月

２回目（機器点検）　令和９年１月～２月

7　留意事項

（１）点検の日程は委託者と打ち合わせの上、作業計画書及び工程表を提出し、承諾を得ること。

（２）点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。

（３）設備点検のため天井クレーン上又は天井クレーンに近接する場所で作業を行う場合は、クレーン等安全規則に規定された安全対策を講じた上で、点検作業を行うことができる。

なお、点検に際して天井クレーンに損害を与えた場合は、受託者の責で修理等を行うこと。

（４）点検により不良箇所等が発見された場合は、速やかに委託者へ報告すること。

（５）消防関係機関等への報告については本業務に含む。

別紙２

消防用設備等点検業務　数量表（１／５）

設備名			単位	拓北水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
消火器具	泡消火器	10型	１本１回当り	0
		100型	１本１回当り	0
	粉末消火器	加圧式	１本１回当り	0
		車載式	１本１回当り	5
		蓄圧式	１本１回当り	49
	強化液消火器	蓄圧式	１本１回当り	0
	二酸化炭素消火器	5型	１本１回当り	0
		7･10型	１本１回当り	0
		50型以上	１本１回当り	0
	ハロゲン化学消火器（小型）		１本１回当り	0
屋内消火栓設備	加圧送水装置		１組１回当り	1
	制御盤		１面１回当り	1
	消火栓		１組１回当り	6
	起動用スイッチ		１個１回当り	7
	表示灯		１灯１回当り	7
	音響装置		１組１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		１組１回当り	0
	呼水装置		１組１回当り	0
	ホースの耐圧性能		１組１回当り	0
	放水試験		１式１回当り	1
不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素､窒素ｶﾞｽ、IG541、IG55）		１基１回当り	0
	容器弁開放装置	電磁式	１個１回当り	0
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用ガス容器		１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	0
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	電源装置		１組１回当り	0
	圧力スイッチ		１個１回当り	0
	逆止弁		１個１回当り	0
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾘﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	0
	放出表示灯箱		１個１回当り	0
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	0
	ホースリール		１個１回当り	0
	作動試験		１式１回当り	0
	放出試験（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0
	容器搬入（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（２／５）

設　備　名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器（ハロン1301､HFC227ea、HFC23）		１基１回当り	0
	容器弁 開放装置	電磁式	１個１回当り	0
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用ガス容器		１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	0
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	電源装置		１組１回当り	0
	圧力スイッチ		１個１回当り	0
	逆止弁		１個１回当り	0
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾚﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	0
	放出表示灯箱		１個１回当り	0
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	0
	ホースリール		１個１回当り	0
	作動試験		１式１回当り	0
	放出試験（窒素ガス、空気）		１式１回当り	0
粉末消火設備	粉末タンク（操作部を含む）		１基１回当り	1
	加圧用窒素容器		１基１回当り	1
	起動用ガス容器		１個１回当り	1
	容器弁開放装置	電磁式	１個１回当り	1
		ガス圧式	１個１回当り	0
	起動用操作箱		１個１回当り	1
	薬剤点検		１式１回当り	1
	ホースリール		１個１回当り	0
	音響装置		１組１回当り	3
	制御盤	5回線以下	１面１回当り	1
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	継電器盤	5回線以下	１面１回当り	0
		1回線増す毎に	１面１回当り	0
	音声盤		１面１回当り	1
	表示盤		１面１回当り	1
	電源装置		１組１回当り	1
	圧力スイッチ		１個１回当り	1
	逆止弁		１個１回当り	1
	開口部自動閉鎖装置(ﾋﾟｽﾄﾝﾚﾘｰｻﾞ、ﾓｰﾀｰﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ｼｬｯﾀｰ)		１個１回当り	7
	放出表示灯箱		１個１回当り	2
	選択弁		１個１回当り	0
	ヘッド（1個単位）		１個１回当り	8
	作動試験		１式１回当り	1
	放出試験(窒素ガス、空気)		１式１回当り	1

消防用設備等点検業務　数量表（３／５）

設備名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
自動火災報知設備	受信機Ｐ型１級	19回線以下	１面１回当り	1
		10回線以内増す毎に	１面１回当り	1
	受信機Ｐ型２級		１面１回当り	0
	受信機Ｐ型３級		１面１回当り	0
	副受信機	19回線以下	１面１回当り	0
		10回線以内増す毎に	１面１回当り	0
	差動式分布型熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器	50個まで	１個１回当り	19
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	定温式スポット型熱感知器	50個まで	１個１回当り	50
		51から100個まで	１個１回当り	39
		101個以上	１個１回当り	0
	定温ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器（防爆型）		1個1回当り	0
	煙感知器	50個まで	１個１回当り	50
		51から100個まで	１個１回当り	40
		101から150個まで	１個１回当り	0
		151個以上	１個１回当り	0
	多信号式煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	熱（定温）煙複合式感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	赤外線・紫外線炎感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	光電式分離型感知器（受光部と送光部）		1セット1回当り	0
	アナログ式熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	アナログ式煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	自動試験機能付熱感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	自動試験機能付煙感知器	50個まで	１個１回当り	0
		51から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	Ｒ型受信機		１面１回当り	0
	中継器		１個１回当り	0
	Ｐ型１級発信機		１個１回当り	7
	Ｐ型２級発信機		１個１回当り	0
	表示灯		１灯１回当り	0
	音響装置（地区）		１個１回当り	10
	消火栓起動装置		１個１回当り	0
	常用電源		１組１回当り	1
	予備電源（受信機のみ）		１組１回当り	1
	非常電源	自家発電設備の場合	１組１回当り	1
		蓄電池設備の場合	１組１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（４／５）

設備名			単位	拓北水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
誘導標識	誘導灯	50灯まで	１灯１回当り	44
	誘導灯	51灯から100灯まで	１灯１回当り	0
	誘導灯	101灯以上	１灯１回当り	0
	誘導標識		１枚１回当り	5
排煙設備	制御盤	10回線以下	１面１回当り	1
		11回線以上1回線増す毎に追加	１回線１回当り	0
	ダンパー ＦＤ以外	50個まで	１個１回当り	0
		51個から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	ダンパー ＦＤ		１個１回当り	8
	排煙口	50個まで	１個１回当り	0
		51個から100個まで	１個１回当り	0
		101個以上	１個１回当り	0
	防火戸 ドア式（片開き扉・常開）	50枚まで	１枚１回当り	10
		51～100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 ドア式（両開き扉・常開）	50枚まで	１枚１回当り	0
		51～100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 ドア式温度ヒューズ型	50枚目まで	１枚１回当り	0
		51～100枚目まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	防火戸 引戸式ウエイト閉鎖型	煙連動の場合	１枚１回当り	0
		煙連動なしの場合	１枚１回当り	0
	防火戸 引戸式折たたみ型	煙連動の場合	１枚１回当り	0
		煙連動なしの場合	１枚１回当り	0
	電動式シャッター	50枚まで	１枚１回当り	0
		51枚から100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	手動式シャッター	50枚まで	１枚１回当り	0
		51枚から100枚まで	１枚１回当り	0
		101枚以上	１枚１回当り	0
	可動防煙壁	50連目まで	１連１回当り	0
		51連から100連まで	１連１回当り	0
		101連以上	１連１回当り	0
	垂直降下式防煙壁		１枚１回当り	0
	ハッチ	50台まで	１台１回当り	0
		51台から100台まで	１台１回当り	0
		101台以上	１台１回当り	0
	自然排煙口（排煙窓）	50組まで	１組１回当り	0
		51組から100組まで	１組１回当り	0
		101組以上	１組１回当り	0
	機械排煙設備	モーターエンジン駆動の場合	１台１回当り	0
		エンジン駆動の場合	１台１回当り	0
		モーター駆動の場合	１台１回当り	0
		起動盤	１面１回当り	0
	各種動作確認等		１式１回当り	0

消防用設備等点検業務　数量表（５／５）

設　　備　　名			単位	拓北 水再生ﾌﾟﾗｻﾞ
排煙（建基法）	差動式分布型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	定温式スポット型熱感知器(50個以下)		１個１回当り	3
	定温ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器（防爆型）		1個1回当り	0
	煙感知機(50個以下)		１個１回当り	13
	多信号式煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	アナログ式煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	自動試験機能付熱感知器(50個以下)		１個１回当り	0
	自動試験機能付煙感知器(50個以下)		１個１回当り	0
消防用水	採水口		1箇所1回当り	0
	吸管投入口		1箇所1回当り	0
	標識		1枚1回当り	0
	開閉弁		1個1回当り	0
連結送水管	加圧送水装置		１組１回当り	0
	制御盤		１面１回当り	0
	起動用スイッチ		１個１回当り	0
	表示灯		１灯１回当り	0
	表示盤		１面１回当り	0
	放水用器具格納箱		１式１回当り	0
	送水口		１組１回当り	1
	放水口		１組１回当り	4
	ホースの耐圧性能		１組１回当り	0
	配管の耐圧機能		１組１回当り	1
	非常電源による作動確認等		１式１回当り	0
非常コンセント設備		単相　100Ｖ	１個１回当り	4
		三相　200Ｖ	１個１回当り	4
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		１式１回当り	1
非常電源専用受電設備	低圧受電設備		１式１回当り	1
	高圧受電設備	300kVA以下	１式１回当り	0
		300kVA超1,000kVA以下	１式１回当り	0
	保護継電盤	過電流	１組１回当り	0
		地絡	１組１回当り	0

拓北水再生プラザ配置図　1／1,200

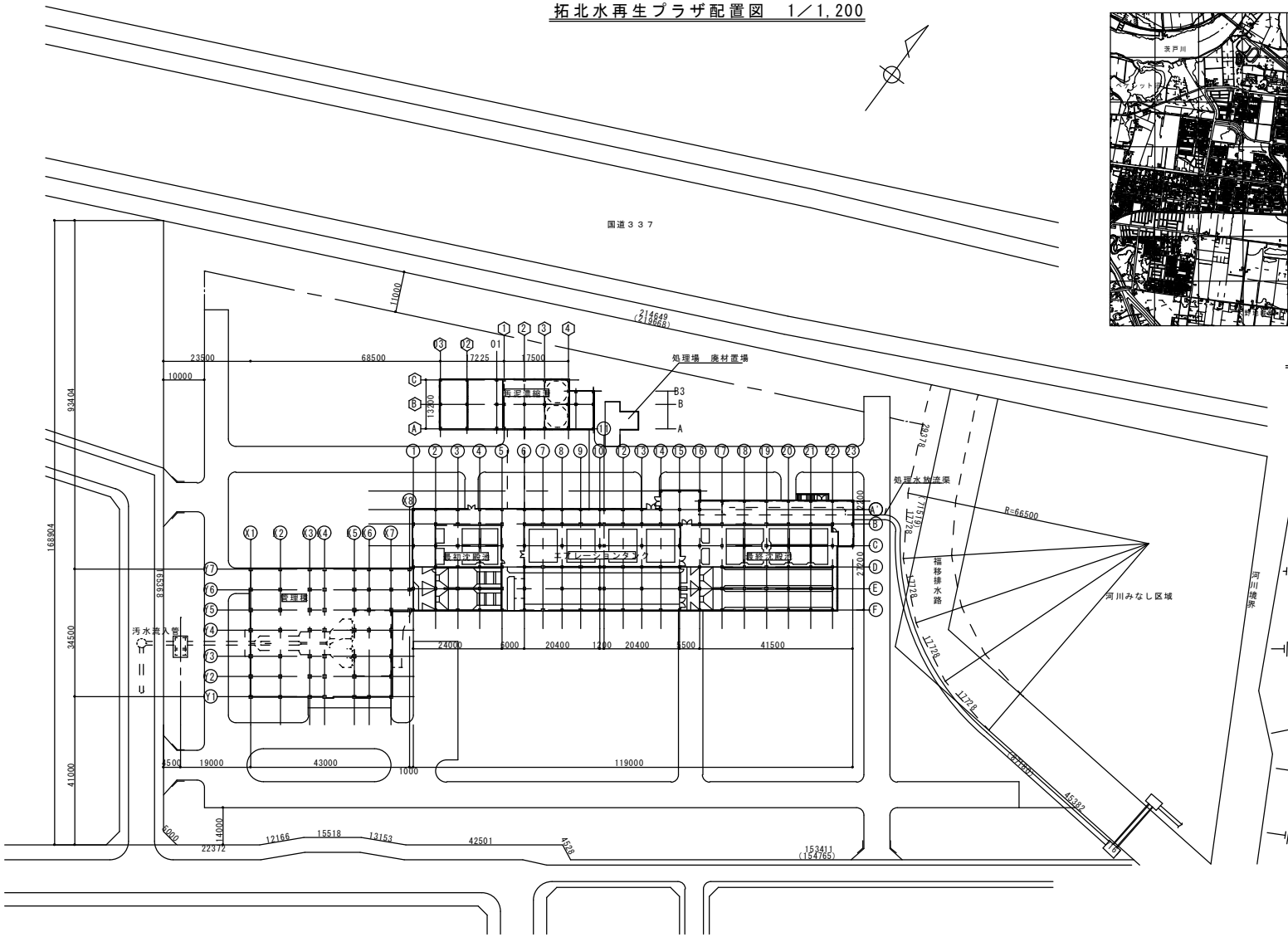

施工場所：札幌市北区あいの里４条１０丁目

拓北水再生プラザ位置図

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務	図番	1／10
						図面名	位置図・配置図	尺度	S＝Free

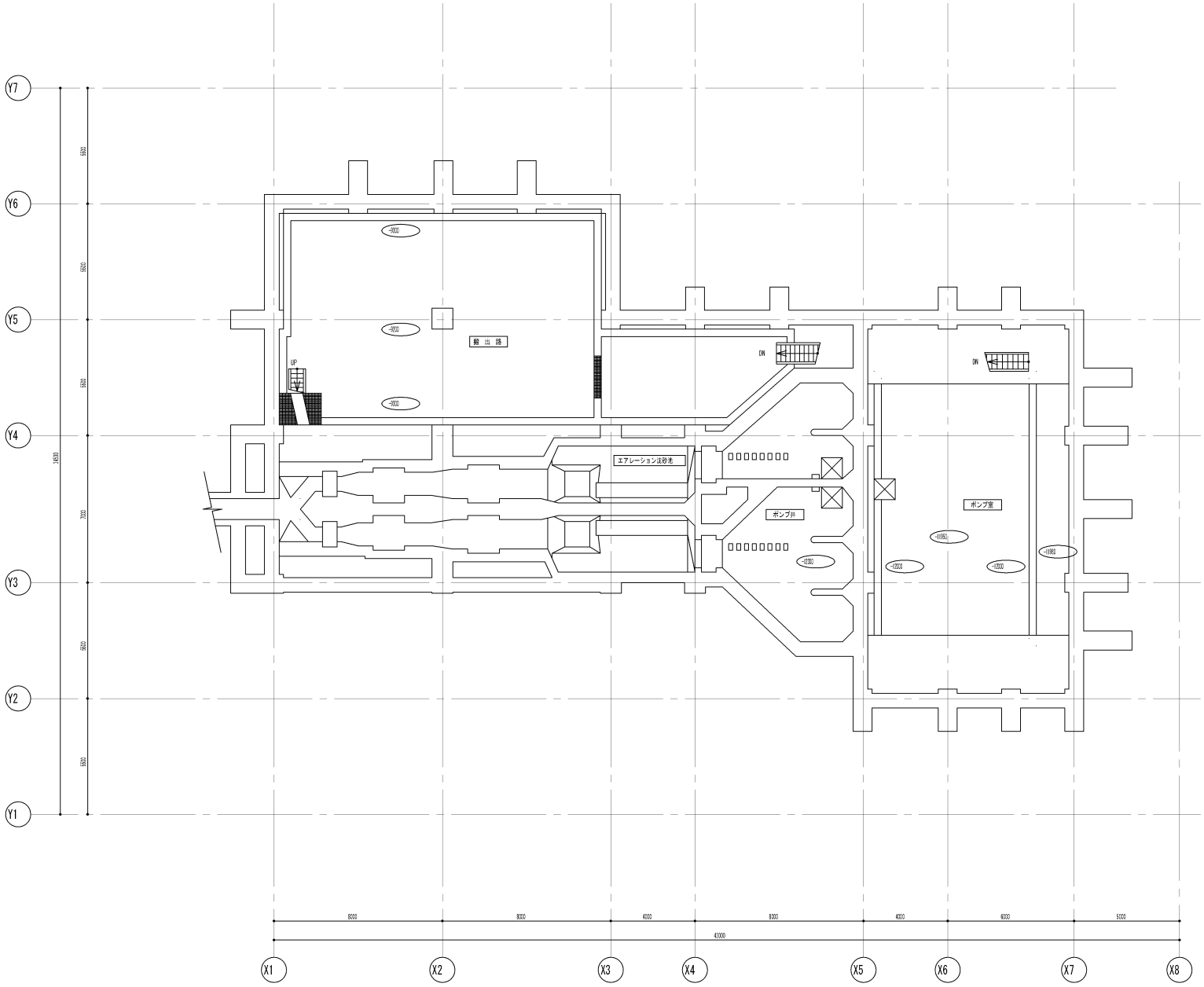

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務
						図面名	本館地下4階平面図
						尺度	
						図番	2/10

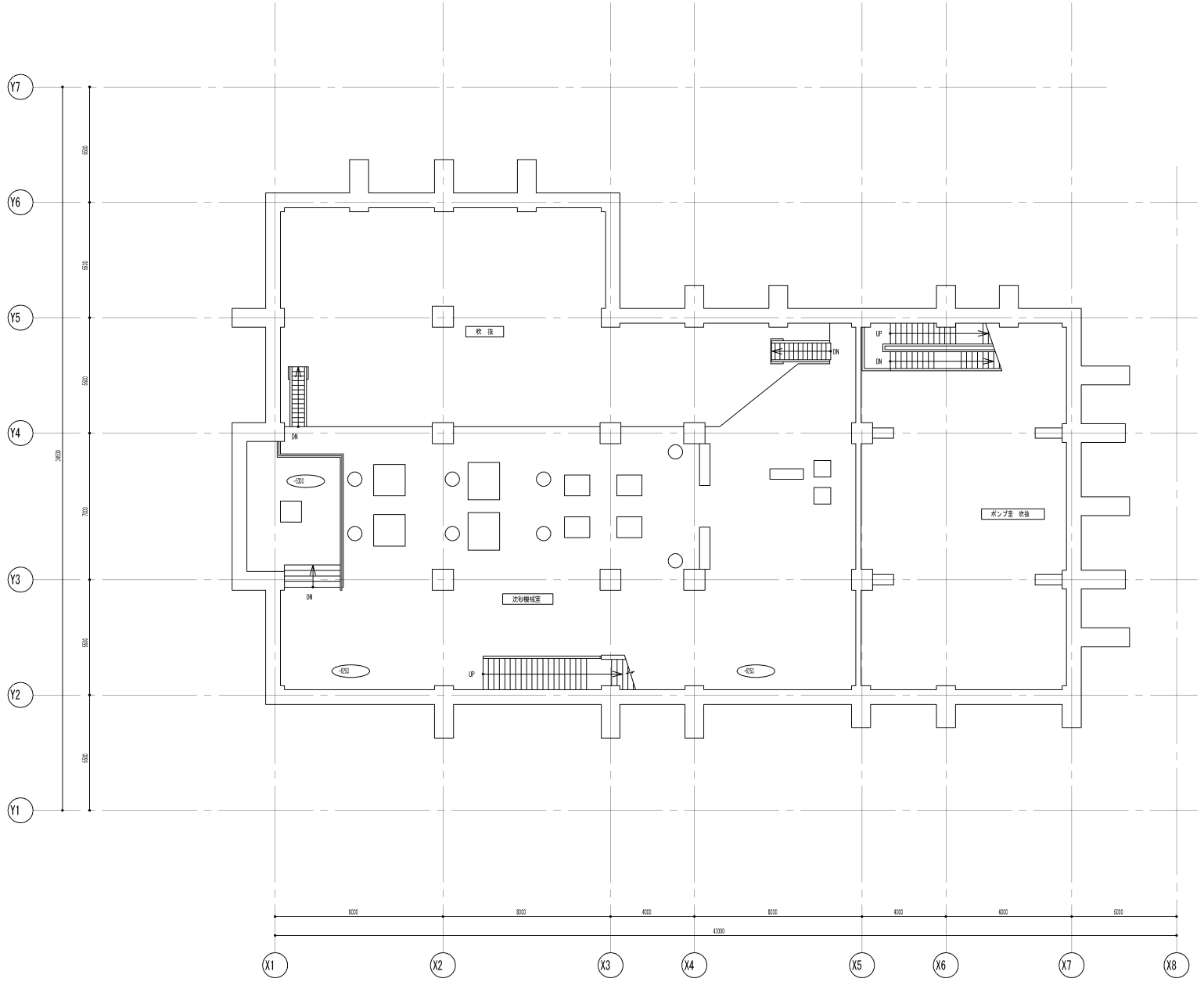

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務	図番 3/10
						図面名	本館地下3階平面図	尺度

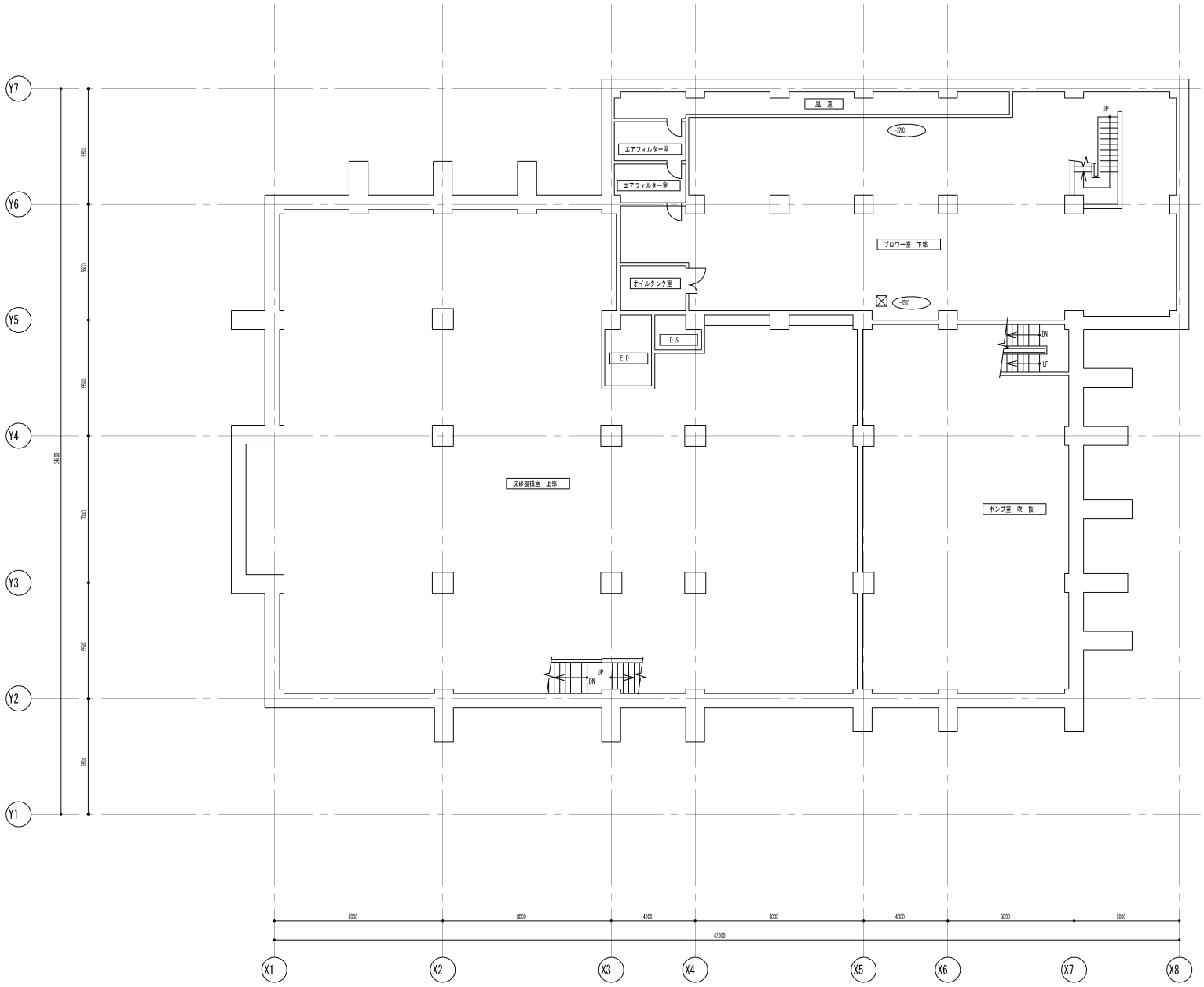

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務	図番 4/10
						図面名	本館地下2階平面図	尺度

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務	図番	5/10
						図面名	本館地下1階平面図	尺度	

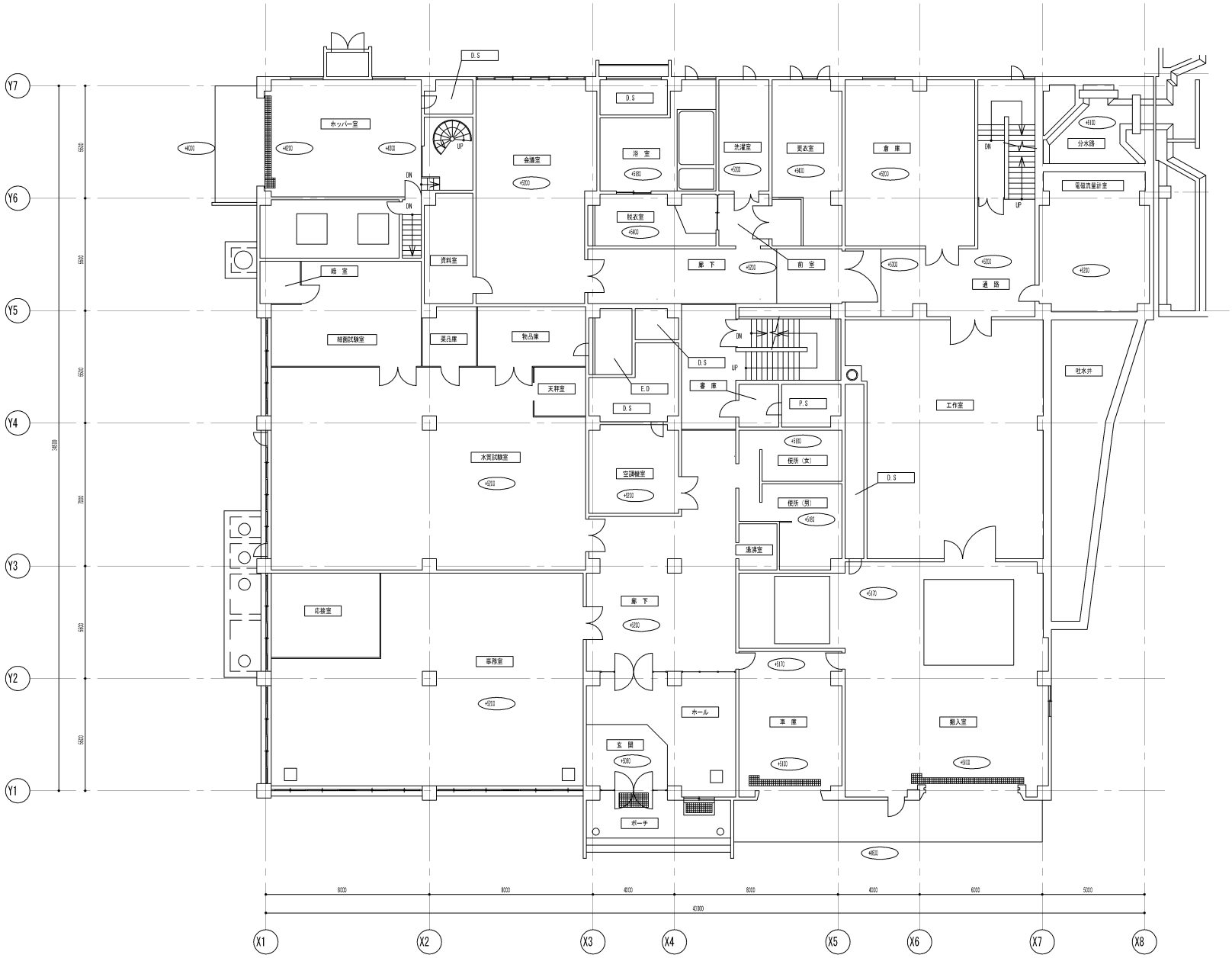

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務		図番	6/10
						図面名	本館1階平面図	尺度		

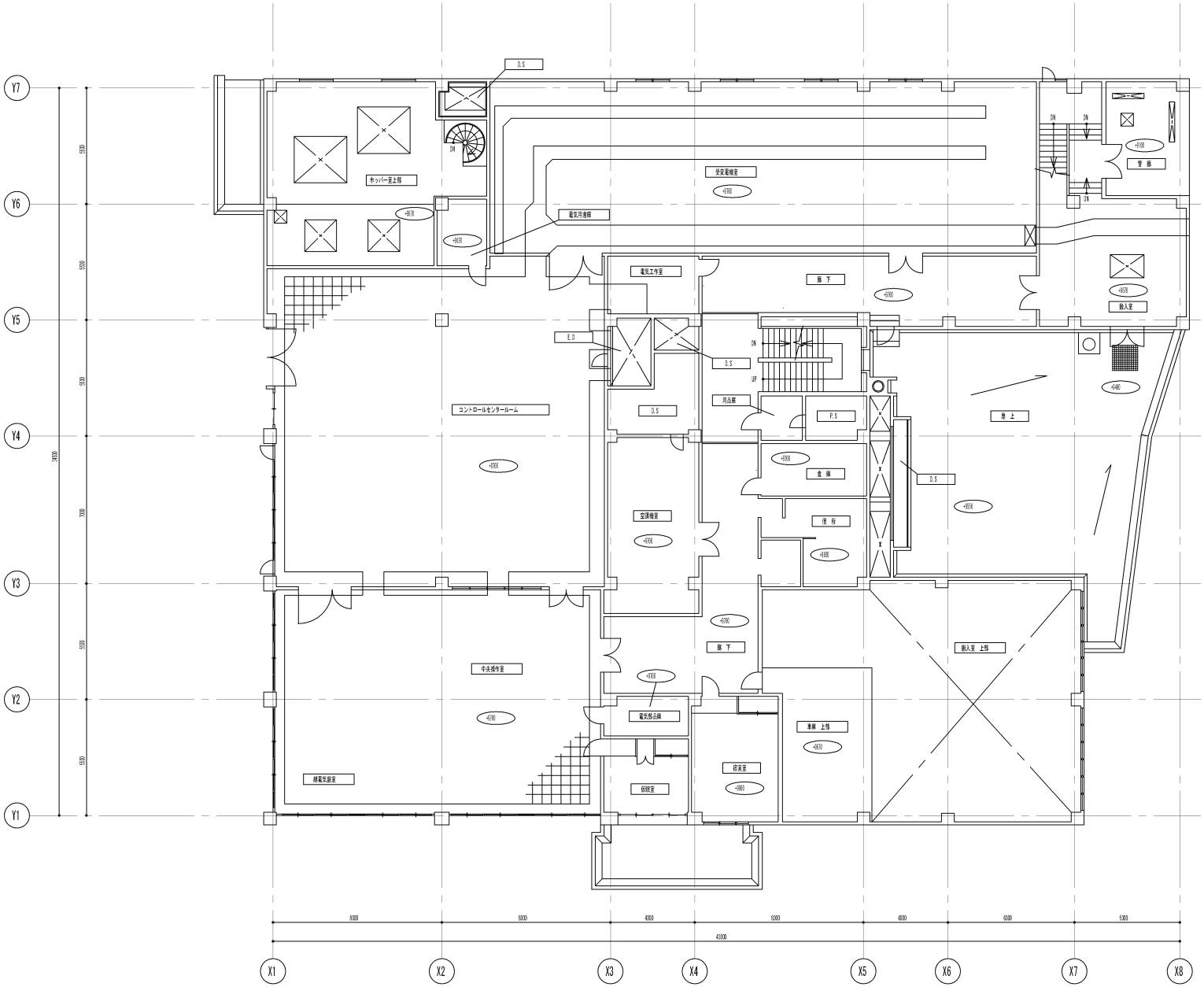

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務
						図面名	本館2階平面図
						尺度	
						図番	7/10

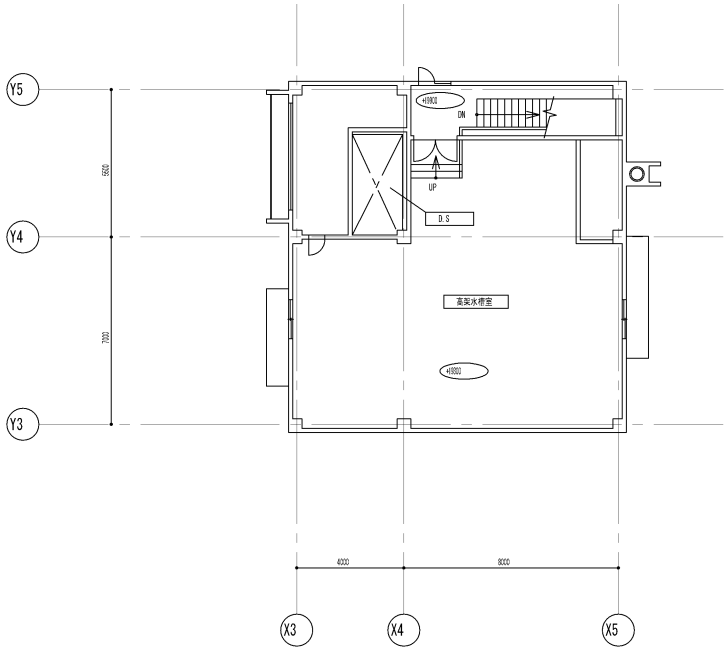

本館PH2階

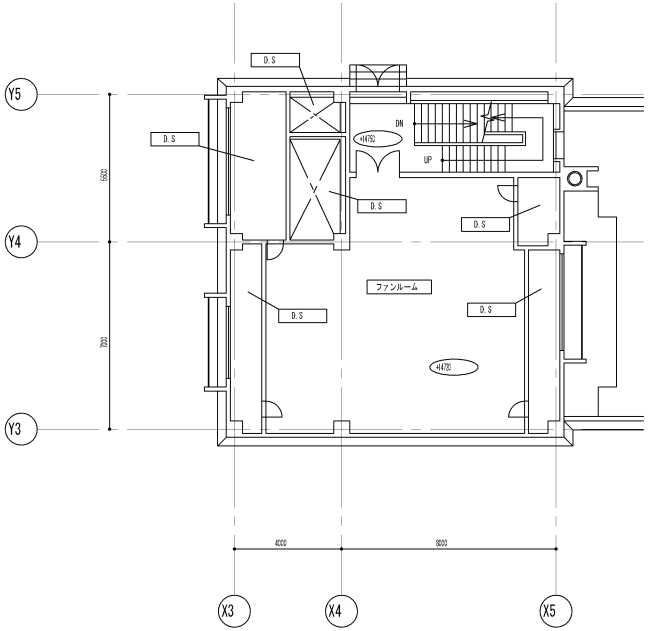

本館PH1階

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務		図番	8/10
						図面名	本館PH1階・2階平面図	尺度		

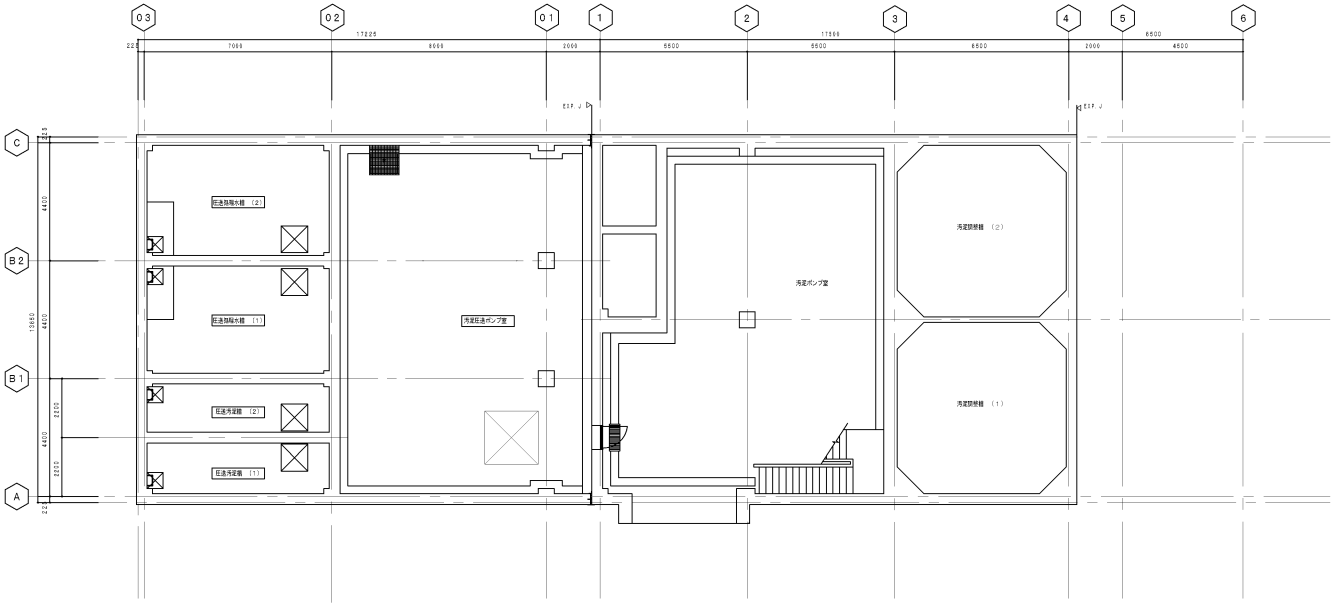

地下平面図

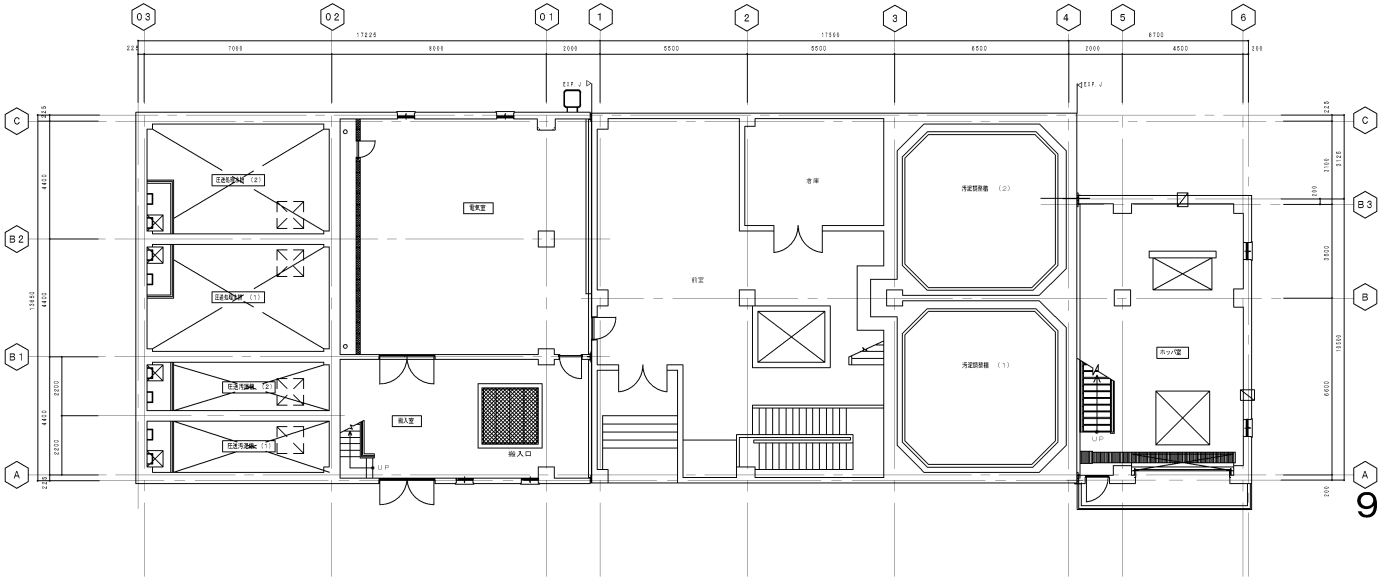

1階平面図

9

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務		図番	9/10
						図面名	汚泥棟地下1階・1階平面図	尺度		

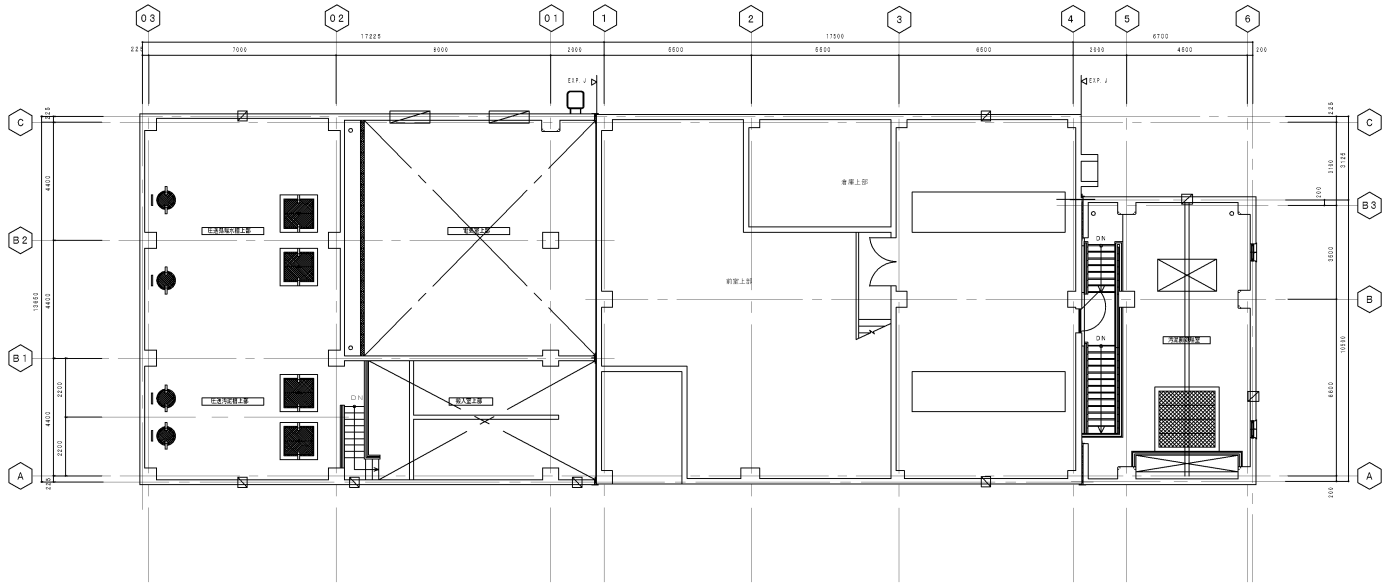

2階平面図

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	設計主任	製図		工事名	拓北水再生プラザ消防用設備等点検業務	図番 10/10
						図面名	汚泥棟2階平面図	尺度